

受 付 前 チ ェ ッ ク 項 目

確認審査申込受理時に①～ の項目についてチェックします。
 該当項目が満たされていない場合受付できませんので、提出前にご確認ください。
 なお、このシートは確認申請時に提出してください。

報告者 _____ 印

| | |
|---------|--|
| 建築主 | |
| 敷地の地名地番 | |

| 項目 | 確認内容 | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|---|
| ① 提出書類 | <p>提出図書(アンダーラインは全てに必要な書類)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;"> 正本 副本 消防用 適判用 </td> <td style="width: 40%; border: none;"> 建築士免許写し 委任状 構造計算安全証明書の写し 構造計算概要書 磁気ディスク 法68条の10第1項の認定書の写し 法68条の20第1項の認証書の写し </td> <td style="width: 30%; border: none; border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> 建築計画概要書 建築工事届 敷地調査報告書 工場危険物調書 浄化槽設置調書 </td> </tr> </table> | 正本 副本 消防用 適判用 | 建築士免許写し 委任状 構造計算安全証明書の写し 構造計算概要書 磁気ディスク 法68条の10第1項の認定書の写し 法68条の20第1項の認証書の写し | 建築計画概要書 建築工事届 敷地調査報告書 工場危険物調書 浄化槽設置調書 |
| 正本 副本 消防用 適判用 | 建築士免許写し 委任状 構造計算安全証明書の写し 構造計算概要書 磁気ディスク 法68条の10第1項の認定書の写し 法68条の20第1項の認証書の写し | 建築計画概要書 建築工事届 敷地調査報告書 工場危険物調書 浄化槽設置調書 | | |
| 申請書等の記載事項の整合性確認 | <p>相互の整合性を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 正本及び副本相互の整合性 申請書、申請書と図面の整合性 図面相互の整合性 構造計算書と構造図の整合性 | | | |
| 設計者・監理者の業務範囲の確認 | <p>設計者及び監理者の業務範囲を確認してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">設計者及び監理者の資格に応じた業務範囲の確認</p> | | | |
| 設計者・監理者の資格等の確認 | <p>設計者及び監理者の資格を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計者の建築士免許証の写し(申請書に記載されている全ての設計者) 監理者の建築士免許証の写し(申請書に記載されている全ての監理者) | | | |
| 設計者の記名及び押印の確認 | <p>設計者の記名及び押印の確認をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書第1面 設計図書 計算書の表紙 | | | |
| 認定書・認証書の写しの添付の確認 | <p>認定型式・認証型式部材等を有する建築物の場合認定書・認証書の写しが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法68条の10第1項の認定型式の認定書の写し 法68条の20第1項の認証型式部材等に係る認証書の写し | | | |
| 構造計算に関する確認 | <p>構造計算によって建築物の安全性を確かめたものである場合、添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証明書の写しの添付(構造計算書との割印が必要です) 構造計算概要書の添付 構造計算の種類の記事の確認 「証明書の写し」及び「構造計算概要書」の記事事項により構造計算適合判定の有無を確認 | | | |
| 建築基準関係規定の証明書類等の写し | <p>建築基準関係規定の証明書等の写しが必要な場合、添付を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法以外の関係規定の証明書の写し 都市計画法の規定に基づく許可証の写し・・・ 都市計画法の規定に基づく検査済証の写し(接道要件に係るもの)・・・ 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書(以外のもの) | | | |